

渋川市地域共生型地域包括ケアシステム

はじめに

『国の動向』

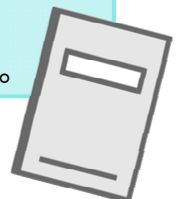
- ・平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現することが示されました。
- ・平成29年4月 改正社会福祉法において、市町村に地域共生社会の実現に向けた体制づくりと、複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制整備が位置づけられました。
- ・国は、これまでの高齢者を中心としたシステムから、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進め、子どもから高齢者までの誰もが地域福祉の担い手として活動できる地域づくりを推進し、2020年代当初の全面展開を目指しています。

『市のこれまでの地域包括ケアシステム構築の取り組み』

- ・本市では、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指し、平成25年度に高齢者等あんしん見守りネットワーク事業により、市民や市内事業所による高齢者の見守り支援を開始しました。
平成27年度からは介護保険事業計画に基づき、高齢者等に対し介護サービス、医療・介護連携、住まい、生活支援、介護予防を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。
医療や介護など複合的なニーズをもつ高齢者等の自立支援を適切にマネジメントすることや、地域の実情を把握する機能として「地域ケア会議」を設置し、平成29年度からは高齢者の自立支援を更に進めるため、「自立支援型地域ケア個別会議」を開始しました。
市民による「支え合いによる地域づくり」を進めるため、平成27年度から地域助け合い活動の勉強会を地域単位で開催し、住民参加の意識の醸成を進めるとともに、意見交換をとおして地域における現状や課題の掘り起こしに努めています。
そして市民主体の「支え合いによる地域づくり」の話し合いの中核となる「地域助け合い活動協議体」を平成30年4月までに市内全地区に設置しました。
さらに地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアシステム構築を進めるため、平成30年4月に日常生活圏域を4圏域から8圏域に細分化し、各圏域に地域包括支援センターを設置しました。

『地域共生型地域包括ケアシステム推進本部の設置と推進方針の策定』

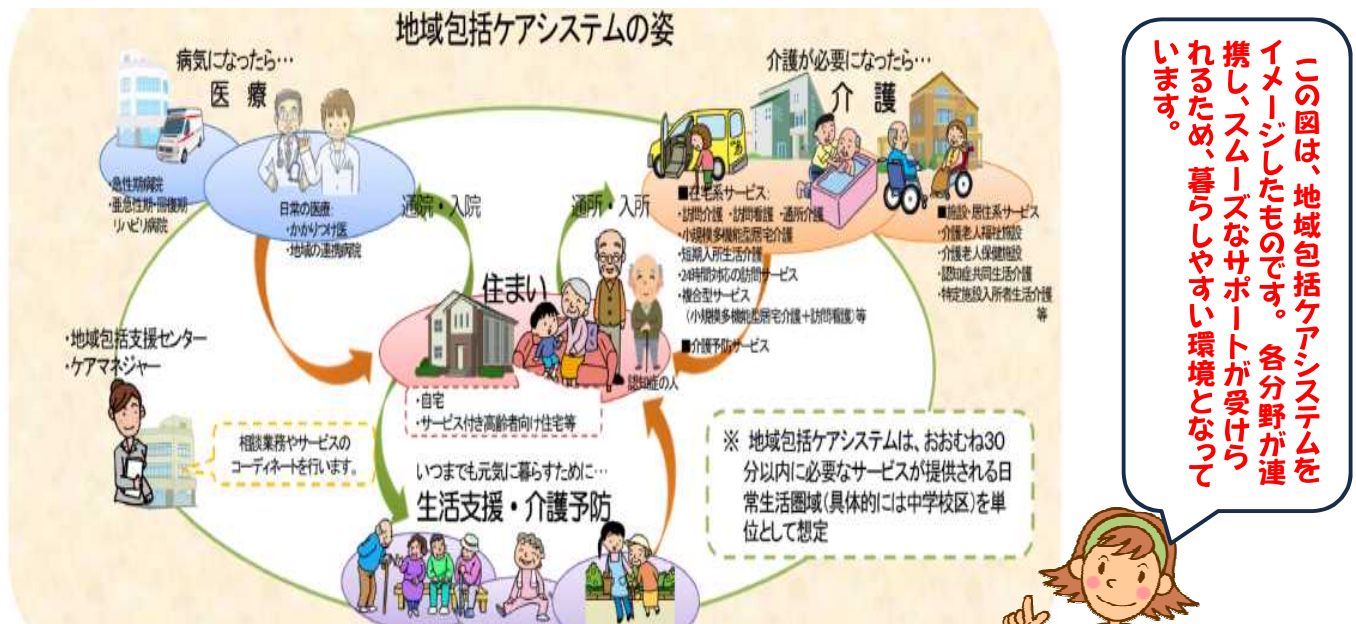
- ・平成30年6月1日 保健医療福祉の分野を越え、あらゆる世代に対応した地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを構築するため、渋川市地域共生型地域包括ケアシステム推進本部を設置しました。
- ・平成30年12月 地域共生型地域包括ケアシステム推進方針を策定しました。



地域包括ケアシステムと地域共生社会について

『地域包括ケアシステムとは』

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供できる体制



『地域共生社会とは』

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



現状制度の課題

「現在の福祉制度」

高齢者は介護サービス、障害者は障害福祉サービス、子どもは子育て支援と、縦割りでサービスが提供されています。

一般的に、現行の制度は縦割りです。

高齢者は

介護サービス



障害者は

障害福祉サービス



子どもは

子育て支援



複合的な問題

ダブルケア問題



どこに相談すればいいのかしら？

息子は引きこもり。私は高齢で年金暮らし。このままでは生活が苦しい。どうしたら…。



8050問題

制度の狭間

ゴミ屋敷問題など



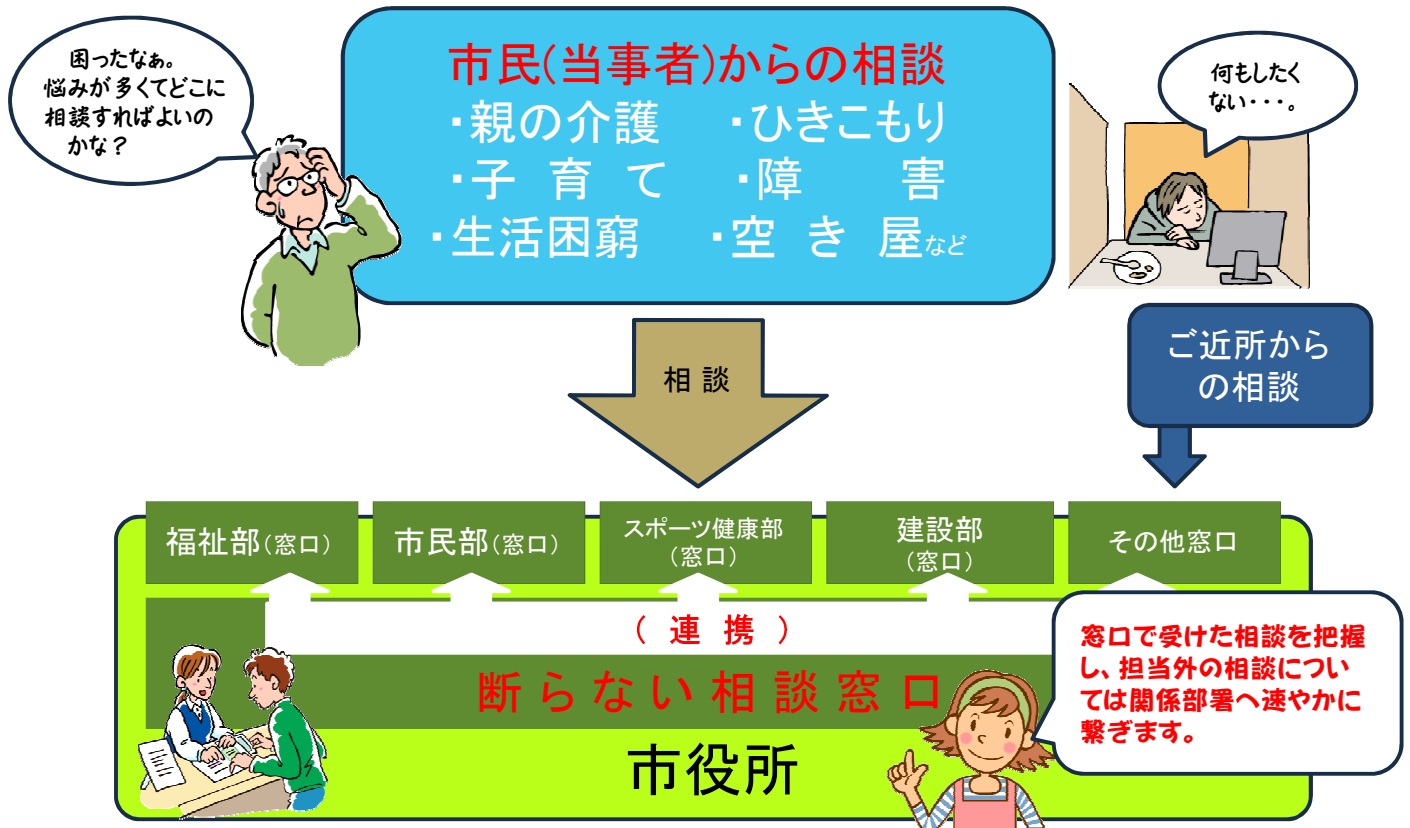
困ったわ。このおじいさん、しばらく見かけないし、ゴミを捨てないから、周辺にひどい臭いがするわ。どうにかならないかしら。

孤立化

縦割りでは、対応できない問題が顕在化しています。早期に把握・発見することで、解決に導けます。放っておくと、解決が難しくなってしまう。

しかし、既存の制度では図のように対応できない課題があります。それらは、孤立化し深刻な問題となってしまいます。そこで、渋川市では次のような取り組みを行います。

市の取り組み



地域包括ケアシステムは、自分でできることは自分でする「**自助**」をベースに、地域の問題などお互いに助け合う「**互助**」を活用し、医療や介護、年金等社会保険制度による「**共助**」、自助・互助・共助でも解決できない問題に対応する「**公助**」を組み合わせることで在宅生活を支えます。地域社会は、その地域に住む市民をはじめとする多様な主体による協働により構築されます。地域共生型地域包括ケアシステムの構築においても地域におけるそれぞれの主体の持つ役割を理解して、地域特性に応じた具体的な取り組みを進めていくことが必要となります。

(役割)

- ・自助(市民) ・互助(自治会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO等)
- ・共助(医療機関、介護事業者、様々な専門職) ・公助(市)

市では、地域共生型地域包括ケアシステムの構築を推進するため、「つなぎ役配置型[※]」の断らない相談窓口を実施しています。

令和2年度は、職員の意識醸成を図るため、講演会などを開催する予定です。地域共生社会の知識を深め、誰もが住みやすい社会を推進するため、職員の皆様はご参加ください。

※「つなぎ役配置型」:担当課で相談を受けた後、連携担当職員(包括的相談推進実務者[※])が関係部署や民間団体と調整しながら支援を行うこと。

「包括的相談推進実務者」とは、窓口等で相談や問い合わせなどの業務に従事しており選出された者のこと。

令和2年1月31日発行
渋川市福祉部地域包括ケア課管理係
電話:0279-22-2250